

この「仕上げ作業」で強く認識されたのが、「そもそも市が行うべき事業か?」「市が行う場合、その内容は納税者である市民の理解が得られているか?」という点でした。例えば、特定の地域や業種あるいは年齢階層や利用者への過度に手厚い保護や補助支援、負担の軽減は、それを受益しない大多数の市民の税負担により成り立っている場合があり、市の行政サービスが全て市民負担で行われているという観点に立てば当然見直すべき対象とならざるを得ません。

■ 各種公共料金についても、**受当な受益者負担をいただく方向で見直しを検討中です**

市では、前段の事務事業の見直しと合わせて、市民の皆さんにご負担いただいている各種公共料金等についても、現在見直しを検討しています。

以下に、それらの現状と課題を列記しますので、ご覧ください。



【水道料金】

各地域各施設で歴史的経過から料金が大きく異なるため、合併協定では「当面は現行のとおりとし、合併5年後の平成22年度から調整し、統一することとされましたが、同じサービスを受けながら、今後も相当先まで格差があるのはおかしい」という声が高まっており、地域格差をどのようになくするか検討中です。

【下水道料金】

公共下水道と農林業集落排水の2種類があり、格差の少ない公共下水道については合併時に統一されましたが、農林業集落排水については、下水道料金同様の歴史的経過から料金に格差があるため、協定では「平成22年度から調整し、公共下水道料金に統一することとされましたが、下水道料金同様に地域格差是正の検討に取り組んでいます。

【公共バス運賃】

市内の交通弱者の生活利便のため、市が財政負担してバス路線を維持していますが、市の直営・民間バス会社への委託・既存民間バス路線への赤字補填(補助)の3種類があり、また料金も均一料金・距離により比例する路程運賃など

があり、市民のバス利用促進等を目的に運賃利用助成制度のある路線もあり、一気に統一することが困難だったことから、協定では「合併時は現行のまま、合併後料金や運行系統の調整を行う」とこととされています。しかしながら、これらバスの運行には年間約2億7千万円(市民一人あたり約4千800円)を要しており、負担の公平化を図る上でも、相応の運賃負担の見直し検討が急務となっています。



【国民健康保険税】

国保加入者の医療給付に必要な額を賄うため各保険者(旧町村)がそれぞれ税率を定めていたことから、各町村でかなりの格差がありました。合併協定では「合併時は現行のとおりとし、平成17年度からは医療費の動向を勘案しながら加入者の負担を低く抑えるよう統一することとされ、当面の平成17年度は6町村の最も低い水準の税率が適用されました。このため、保険税収入は対前年比5%の減収見込みとなったことから、財

源不足を埋めるため、2億4千万円を越す保険給付基金(貯金)の取り崩しを余儀なくされ、基金は底をつく状態となっています。平成18年度以降においては、年々急激に増加する医療給付費に対応するためにも保険税率の引き上げは避けられない状況です。

【介護保険料】

平成12年度から開始された介護保険制度は、当初より湖西広域連合を保険者として、郡内6町村で広域的に実施されてきました。本制度は、高齢化の進展に伴い介護を必要とする者(要介護認定者)が制度発足後5年間で61%増加し、介護給付費も96%増加するなど、年間10%を超える増加率で今後とも伸びが予想されています。このため、平成18年度から始まる第3期事業計画期間では保険給付費の伸びに応じた保険料の引き上げを余儀なくされる見込みです。

【住民健診負担金】

基本健康診査や各種がん検診の負担金は、合併協定により、集団検診は無料で受診できることを基本に統一され、医療機関委託検診についても15%を上限に調整されました。しかし、平成17年度の基本健康診査については健診会場数

の減少等により受診率が低下したため、結果的に保健サービスの利用者も減少しました。今後は受診しやすいよう会場・日程等を見直す一方、市民の皆さんに「自分の健康は自分で守る」という意識をもっていただくため、一定の受診者負担をお願いする方向で検討中です。

【ごみ収集料金】

ごみ袋料金については、合併前の6町村で格差があったため、合併協定では、「当面の間現行のとおりとし、平成17年度から販売価格や大きさを統一することとし、昨年4月よりごみ袋の製作原価と指定販売所の取扱手数料の合算額に統一されました。平成16年度における市内のごみ処理に要する経費は年間13億円(市民一人当たり2万3千余円)に達しており、ごみの減量化は大きな課題となっています。市民の皆さん一人ひとりに意識的に減量化に取り組んでいただくためにも、環境省が提唱する処理経費の上乗せを将来的検討課題としています。ただし、当面は資源循環型社会に向けた啓発等の取り組みにより負担額の据え置きをはかるとともに、懸案の粗大ごみの個別有料収集等を考えておりますので、市民の皆さんの減量化に向けた一層のご協力をお願いします。

【公共施設の使用料】

文化ホール等の会館使用料やグラウンド等スポーツ施設の使用料については、類似する施設であっても施設ごとに規模や設備、建築年次が異なることから、合併協定により「合併時は現行のとおりとし、その後調整」することとされました。これらの施設の一部は、既に指定管理者に管理が代行され、施設の維持管理費を利用料収入で賄っているところもあることから、各施設の管理運営状況に対応して、税負担の公平性確保のためにも、一定水準の受当な使用料金を逐次統一、改定等を進めつつある状況です。

【公共施設の使用料】

また、市内30余(約950戸)を数える公(市)営住宅の駐車場料金も、有料のものがある一方で無料の団地もあります。負担の公平を図る見地から、駐車場として整備されている団地については、有料化への統一を検討中です。

【公設駐車場料金】

JR湖西線各駅の周辺公設駐車場(23か所)で約1,000台(収容)の中には、市が民有地を賃借して無料で開設しているものもあり、受益者が特定されること・負担の公平を図る必要性から有料化の方



【保育料】 保育園の保育料については、「平成17年度から5町で負担水準の最も低い階層を参考に統一」しました。しかし、これは国が示している保育料徴収基準の51.4%で、県内各市で一番低い料金となっています。今後、負担の公平性確保から一定水準への負担の見直しを検討中です。

政を振り向けることが求められています。

また、市民の皆さんにも受益の程度に応じた適切な料金をご負担いただくことが、逼迫する財政を改善する上で避けられない原理原則です。そうすることによってこそ、子や孫の代に借金をつけ回すことなく、最大の行財政改革ともいわれる合併の効果を発揮できるのではないのでしょうか?

市民の皆さんの率直なご意見、ご要望をお聞かせください。(秘書広報課)

行政サービス・公共料金の見直し等に関するご意見ご要望をお聞かせください。

- 1 郵送で 高島市新旭町北畑565番地 高島市役所秘書広報課宛
- 2 FAXで ☎(25)8101
- 3 Eメールで koho@city.takashima.shiga.jp
- 4 市役所および各支所窓口 備え付け用紙を直接提出